

山梨学院短期大学スタッフ・ディベロップメント実施の方針

山梨学院短期大学（以下、「本学」という。）は、スタッフ・ディベロップメント（Staff Development：以下、「SD」という。）実施に関する方針を、次のとおり定める。

【SD 実施に関する方針】

本学は、本学における管理運営、および教育・研究活動（教育・研究の支援等に係る活動を含む。）に関する包括的な職能開発を通じた教職員の資質向上を図り、もって本学の円滑な運営のための業務改善を推進するために必要な諸活動を企画・立案し、実施する。

<スタッフの定義>

- ・ スタッフとは、本学の行政職員、技術職員を含めた職員全般のほか本学の教員を含み、本学を構成する全ての教職員をいう。

<求めるスタッフ像>

- 1 個性と能力を最大限に発揮して新しい価値を創出することを楽しむ。
- 2 時代の変化に適応して自ら実行して現実社会を変えていくことを楽しむ。

<SD プログラム（年度計画）>

- ・ SD 実施に関する方針に基づき、以下の活動を実施する。

（1）学内研修プログラム

本学スタッフとして求められる本学の運営に必要となる知識や技能、能力を習得するための研修を実施する。また、本学の運営に必須となる学習者の権利を保障するための、行政手続、法務など、いわゆる事務上の業務内容や情報等をテーマとして、本学スタッフとしての業務遂行に必要な知識に対する理解を多面的に深めるための研修を実施する。

（2）学外研修プログラム

外部機関が主催する各種の研修プログラム等を通じて、本学運営に資する幅広い知識・視野・技能・実践的手法等を養うための研修を実施する。

（3）自己啓発支援プログラム

前述（1）および（2）のほか、スタッフの自主的・自発的な職能開発を行うための研修参加を支援する。（注：教員の専門性に基づく研究活動は、SD に含まない。）